

大津市湖都文化推進審議会委員公募実施要領

1 この要領は、大津市湖都文化推進審議会規則第3条第1項第6号に定める委員の公募について、必要な事項を定めるものとする。

2 公募の目的

大津市文化振興計画に基づく文化振興施策について進捗状況を把握し、取り組みの推進を図るために設置している大津市湖都文化推進審議会について、より広く市民の方から意見をいただくため、同推進審議会の委員を広く募集するもの。

3 募集する審議会の名称

大津市湖都文化推進審議会

4 応募資格

- (1) 令和8年4月1日現在で年齢が18歳以上の人
- (2) 本市に住所、勤務先または通学先を有する人
- (3) 国や地方公共団体などの議員または職員でない人
- (4) 令和8年4月1日現在において、本市の附属機関等の委員でない人

5 募集人員

1名

6 委員の任期

令和8年4月（委嘱日）から令和10年3月31日まで

7 応募方法

応募する者の氏名、住所（本市の区域内に住所を有していない者は、勤務先又は就学先の名称及び所在地）、生年月日、電話番号、職業、志望理由、活動状況を記載した応募書に、本市の芸術文化の振興施策について提案や意見（800字程度、様式自由）を記載した書面をつけて期限までに応募すること。応募書類は返却しない。

8 公募期間

令和8年2月6日（金）から2月27日（金）17時まで

9 委員の選考

委員の選考は、応募書類ならびに面接をもって、別に定める「大津市湖都文化推進審議会公募委員選考委員会設置要領」に基づき、選考委員会が行う。

10 公募によらない委員の選任

委員を公募した場合において、募集期間内の応募が募集人数に満たなかったとき又は前項の規定による選考の結果、該当者が募集人数に満たなかったときは、公募によらず委員を選任することができる。

11 要領の廃止

本要領は、公募委員の決定日を持って廃止する。

附 則

この要領は、令和8年2月1日から施行する。